

松江市告示第151号

松江市税賦課徴収条例施行規則(平成17年松江市規則第53号)第4条の2第2項の規定により、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定したので同条第3項の規定により告示する。

令和7年4月15日

松江市長 上 定 昭 仁



記

法人又は団体の名称		主たる事務所等の所在地	事業所名	寄附金等の目的 又は充てようとする事業名	寄附金等の名称	市民税における寄附 金控除の対象期間
特定非営 利活動法 人	中村元記 念館東洋 思想文化 研究所	松江市八束町波入2060番地	特定非営利活動法人 中村元記念館東洋思 想文化研究所	法人の行う特定 非営利活動に係 る事業	運営事業寄附金	令和7年4月14日から 令和12年3月31日